

人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）を受給するまでの流れ

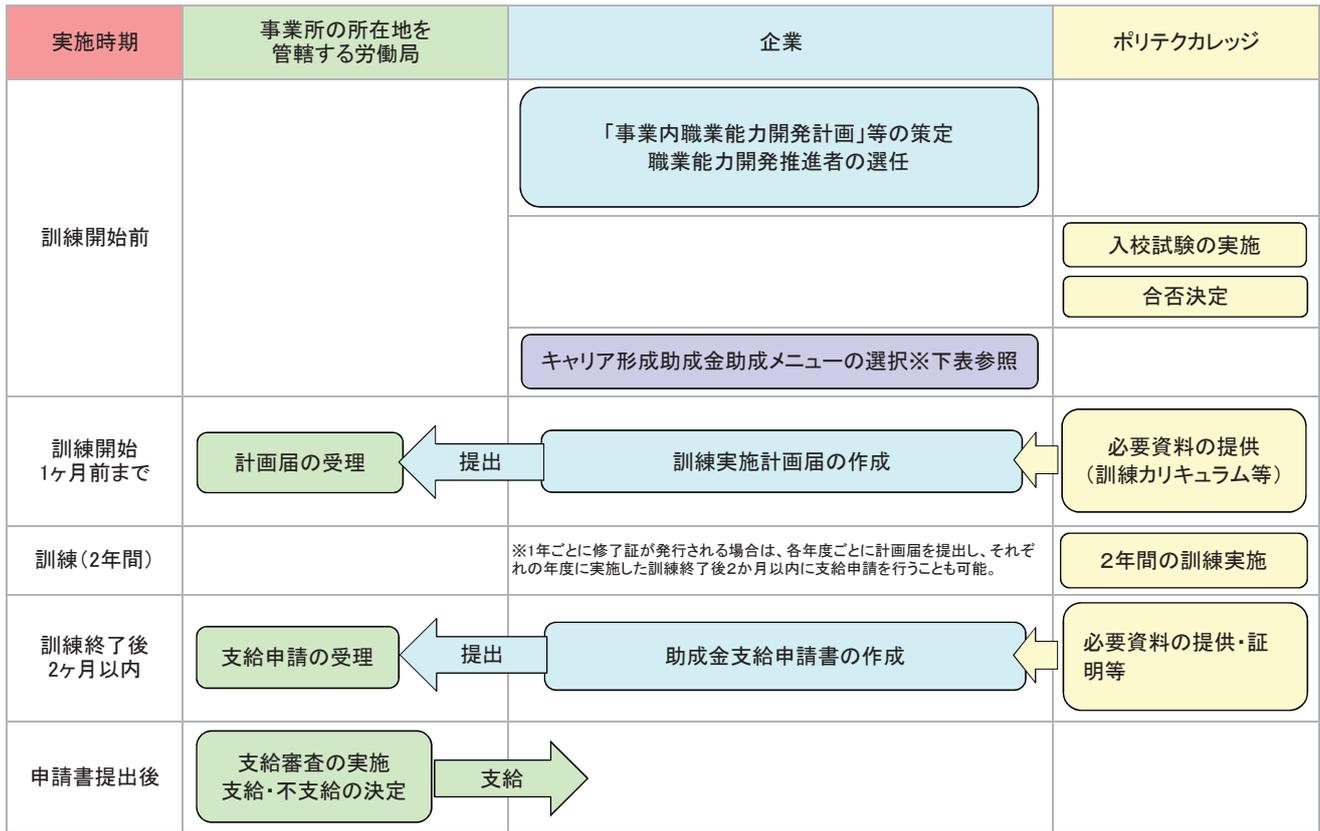


表 キャリア形成促進助成金の事業主向けの訓練コースについて

コース名	対象企業	訓練内容	賃金助成		経費助成	
			1時間あたり	最大支給額		
①政策課題対応型訓練						
1 成長分野等人材育成コース	大企業・中小企業	成長分野等(建設業、電気業、情報通信業等)での人材育成のための訓練	大企業400円 中小企業800円	1コース当たり1,200時間 間限度 大企業480,000円 中小企業960,000円	専門課程及び 応用課程は対象外	
2 グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練				
3 育休中・復職後等能力アップコース		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練				
4 中長期的キャリア形成コース		厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(専門実践教育訓練)				
5 若年人材育成コース	中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	中小企業800円	1コース当たり1,200時間 間限度 中小企業960,000円		
6 熟練技能育成・承継コース		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練				
7 認定実習併用職業訓練コース(※2)		厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練				1コース当たり1,600時間 間限度 中小企業1,280,000円
8 自発的職業能力開発コース		労働者が自発的に行う訓練				
②一般型訓練(※2)	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	中小企業400円	1コース当たり1,200時間 間限度 中小企業480,000円		

※1 事業所が1年度に受給できる助成額は最大で500万円であること。1年度とは支給申請日を基準とし、4月1日から3月31日までであること。

例：①中小企業の社員が、専門課程又は応用課程の2年間で若年人材育成コースにより受講した場合

・5名が入校した場合、修了後に受給できる助成金は 960,000円×5名＝4,800,000円

・6名が入校した場合、修了後に受給できる助成金は 960,000円×6名＝5,760,000円・・・上限500万円までの支給

②中小企業の社員が、専門課程又は応用課程の2年間で成長分野等人材育成コース4名、一般型訓練1名により受講した場合

・修了後に受給できる助成金は960,000円×4名＋480,000円×1名＝4,320,000円

※2 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村区内に所在する大企業の事業主に対して、特例措置として一般型訓練及び認定実習併用職業訓練コースも助成対象となること。

※3 このほか様々な要件もあるので、不明な点があれば各都道府県労働局に相談すること。